

第1編 総則

第1章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画について定める。

1 町の責務（法3②）

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び岩手県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質（法16①、法35）

本計画は、町が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に即した弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、「金ヶ崎町地域防災計画」等、既存の防災に関する体制を活用する。

3 町国民保護計画の変更（法35⑧、法39③）

本計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効性の高いものとしていくものであり、見直しに当たっては、軽微な変更を除き、金ヶ崎町国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議した後、議会に報告し、公表する。

4 町の業務の概要

- ・国民保護計画の作成
- ・国民保護協議会の設置、運営
- ・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営

- ・組織の整備、訓練
- ・警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施
- ・救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- ・退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- ・水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- ・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、その基本方針として特に留意すべき事項について、以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重（法5、事態対処法3④）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公用令書の公布等、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法6）

町は国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供（法8）

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

また、要配慮者等に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法3④）

町と、国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災に関する連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平時においても相互の連携体制の整備に努めることとされている。

5 住民の協力（法4）

町は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。

この際、自主防災組織等については、住民の自治とその自主性を尊重する。

6 普及・啓発及び訓練の実施（法42）

町は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への参加を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自ら備えることや地域における助け合いといった、自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等（法 7）

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

8 要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法 9）

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の要配慮者等に対する個性や生活状況に応じた、きめ細かな配慮が必要であり、町は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、要配慮者等の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 個人情報保護（法 95）

町は、武力攻撃事態等における安否情報の照会等の際は関連する法令等に基づき、個人情報の保護に十分に配慮する。

10 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法 22）

町は、必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について以下とおりに定める。

1 地理的特徴

(1) 位置・面積

本町は、岩手県南西内陸部に位置し、北は北上市、東は北上川を境として奥州市江刺区、南は胆沢川を境として奥州市水沢区、南から西にかけては奥州市胆沢区と接している。

また、町域は、東西 21.8km、南北 14.4km で、面積は 179.76 k m²である。

(2) 地勢・気候

地勢は、西部の奥羽山系の駒ヶ岳を有する山岳高地から東部の平坦地との間に 1,300m以上の標高差があり、西から東にかけては緩傾斜となっている。また、西部山岳高地の駒ヶ岳、経塚山に源を発する大小の河川が、東端の北上川、南端の胆沢川に合流している。

気候は、標高差が大きいため気温差が大きいが、概して内陸性の気候を呈しており、特に西部の冬期間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援に当たり大きな障害となることが考えられる。

2 社会的特徴

(1) 人口分布

平成 27 年 3 月 31 日現在の人口は、16,052 人となっている。高齢化・核家族化により高齢者世帯や 1 人暮らし世帯が増加傾向にあり、災害時の避難誘導に特別な配慮が必要となる。

①行政区別人口及び世帯（平成 27 年 3 月 31 日現在）

行政区名	人口	世帯	行政区名	人口	世帯
城内	308	121	上永徳寺	202	59
矢来	369	147	細野	331	113
町上	152	66	野崎	123	42
南町	256	102	上永沢第一	314	87
谷地上	512	179	上永沢第二	122	43
谷地下	1,172	446	下永沢第一	307	94
横道上	821	276	下永沢第二	262	70
横道下	754	291	東町	576	211
藤巻	273	95	二の町	183	57
御免	240	74	上の町	194	102
川目	363	111	二日町	166	89
和光	330	104	穴持	123	40
高谷野原	186	65	二ツ森	183	67
千貫石	164	53	栄町	258	112
長志田	213	80	町下	106	51
遠谷巾	207	69	金森	173	47
上平沢	375	109	諏訪小路	140	51
下平沢	660	342	檀原	296	115
瘤木	962	401	一の台	459	181
中村	275	84	荒巻	548	215
清水端	778	258	高谷野	262	88
下百岡	164	48	改断	297	87
上百岡	220	66	田園パーク	432	140
下永徳寺	241	61	計	16,052	5,809

②年齢別人口の推移（各年3月31日現在）

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
0～5 歳	8 3 2	7 9 3	8 0 0	7 7 2	7 4 9
6～9 歳	6 2 8	6 2 8	5 9 5	5 8 5	5 8 2
10～19 歳	1, 6 1 4	1, 6 0 0	1, 5 8 1	1, 5 8 3	1, 5 5 8
20～29 歳	1, 6 3 3	1, 5 6 7	1, 5 8 9	1, 5 7 1	1, 4 9 2
30～39 歳	2, 0 8 8	2, 1 0 2	2, 0 7 5	2, 0 2 4	1, 9 7 2
40～49 歳	1, 8 9 6	1, 8 7 1	1, 8 4 7	1, 8 6 6	1, 9 2 2
50～59 歳	2, 3 1 6	2, 2 5 6	2, 2 2 6	2, 1 3 7	2, 0 5 9
60～69 歳	1, 9 9 7	2, 0 3 6	2, 0 4 8	2, 1 4 3	2, 1 9 7
70～79 歳	1, 9 6 5	1, 9 3 3	1, 9 3 9	1, 8 8 2	1, 8 6 5
80～89 歳	1, 1 2 2	1, 1 9 0	1, 2 2 9	1, 2 9 1	1, 2 9 6
90～99 歳	2 0 0	2 1 1	2 2 7	2 4 6	2 6 4
100～104 歳	7	4	6	8	8
計	1 6, 2 9 8	1 6, 1 9 1	1 6, 1 6 2	1 6, 1 0 8	1 5, 9 6 4

③65歳以上親族のいる世帯数、世帯人員

（各年10月1日現在）

年次	世帯数	世帯人員
H16	2, 6 7 0	9, 9 7 2
H21	2, 8 3 1	9, 6 6 0
H26	2, 9 7 7	9, 1 8 5

④年齢別高齢者単身者数

（各年10月1日現在）

年次	総 数	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
H16	3 3 0	6 1	7 6	7 7	6 9	4 7
H21	4 5 7	9 5	8 4	8 9	9 3	9 6
H26	6 2 1	9 7	1 1 7	1 1 5	1 1 7	1 7 5

(2) 道路の位置等

町の東部を国道4号、中央部を県道北上水沢線、町道蟹子沢若柳線、西部を県道花巻衣川線が縦貫し広域幹線道路としての機能を果たしており、近隣市町村とのアクセス道路となっている。

また、東部には東北自動車道が縦貫しており、北上金ヶ崎インターチェンジから他県へのアクセスも可能となっている。

(3) 交通機関等

東部はバス、鉄道などの交通機関があるが、西部はバスが運行していないような地域もあり、自家用車での移動が主となるため、災害により道路が封鎖された場合、移動手段を失う恐れがある。

(4) 重要施設等

本町には、岩手県内最大の工業団地「岩手中部金ヶ崎工業団地」を有しています。自動車、集積回路、医薬品等の高度技術産業など国内でも有数の企業が立地しているため、武力攻撃を受けた場合には、甚大な被害の発生が懸念され、関係機関との連携など特に配慮する必要がある。

第4章 本計画が対象とする事態の類型

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるものの、国の定める基本指針によれば、以下の4つの類型が想定されている。

(1) 着上陸侵攻

他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土へ海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻においては、その他の攻撃が併用されることが考えられる。

一般的に攻撃は広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測可能であることから事前の準備により、広域避難を行うことが想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超える各種の不正規型の武力攻撃（政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等の重要施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが想定される。

一般的に被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設（原子力施設等）やNBC兵器の使用によっては、広域避難の必要も考えられる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態である。

発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、しかも、極めて短時間で着弾することから、迅速な情報伝達体制等が必要である。

弾頭は、通常弾頭、NBC弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相は大きく異なることが想定される。

(4) 航空攻撃

着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定も困難である。

広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。

2 緊急対処事態の類型及び対応（法183関係）

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしている。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の

事態が想定されるため、町は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 原子力事業所等の破壊
 - イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ウ 危険物積載船への攻撃
 - エ ダムの破壊
 - オ 工場の危険物施設への攻撃
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来